二　個人番号又は基礎年金番号
三　（略）
四　公的年金給付等を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付等の名称、当該公的年金給付等に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号
五～七　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
二　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第七十七条の二　旧法による脱退手当金（旧船員保険法による脱退手当金を含む。）の受給権者が死亡した場合において、旧法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者又は旧船員保険法第二十七条ノ二の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。この場合において、請求者が旧法第三十七条第三項又は旧船員保険法第二十七条ノ二第二項の規定に該当するものであるときは、併せて、前条の例により請求書を提出しなければならない。

一　氏名及び住所並びに請求者と受給権者との身分関係
二～五　（略）

2　（略）

（当事者からの情報提供請求）

第七十七条の六　第一号厚生年金被保険者期間について情報提供請求をする当事者（以下この条において「情報提供請求当事者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所
二　個人番号又は基礎年金番号
三～六　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
二～四　（略）

3～7　（略）

（標準報酬改定請求）

第七十八条の十一　第一号厚生年金被保険者期間について標準報酬改定請求をする者（以下この条において「請求者」という。）は、第七十八条の四第一項に規定する方法により、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一・二　（略）
三　前二号に定める者の個人番号又は基礎年金番号

二　基礎年金番号
三　（略）
四　公的年金給付等を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号
五～七　（略）

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
二　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第七十七条の二　旧法による脱退手当金（旧船員保険法による脱退手当金を含む。）の受給権者が死亡した場合において、旧法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者又は旧船員保険法第二十七条ノ二の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。この場合において、請求者が旧法第三十七条第三項又は旧船員保険法第二十七条ノ二第二項の規定に該当するものであるときは、併せて、前条の例により請求書を提出しなければならない。

一　請求者の氏名及び住所並びに請求者と受給権者との身分関係
二～五　（略）

2　（略）

（当事者からの情報提供請求）

第七十七条の六　第一号厚生年金被保険者期間について情報提供請求をする当事者（以下この条において「情報提供請求当事者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一　情報提供請求当事者の氏名、生年月日及び住所
二　情報提供請求当事者が国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、基礎年金番号
三～六　（略）

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　情報提供請求当事者の年金手帳又は国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
二～四　（略）

3～7　（略）

（標準報酬改定請求）

第七十八条の十一　第一号厚生年金被保険者期間について標準報酬改定請求をする者（以下この条において「請求者」という。）は、第七十八条の四第一項に規定する方法により、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一・二　（略）
三　前二号に定める者であつて、国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、基礎年金番号